

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 小清水町 (都道府県: 北海道)

本事業の担当部局名 町民生活課町民係

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)			
個別事業名	小清水町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,704,992			円
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 小清水町では人口の自然減が続いており、20～49歳の女性の人口がここ25年でほぼ半減している。 時代の経過や社会の多様性化に伴い、婚姻の在り方や出産が個人の意思に基づくものであることも念頭に置きつつ、人口の自然増を目指し、結婚・出産・子育てを支援していく。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2次)における理念(基本的方向)では、結婚して子どもを産み育てたいと思う方々の希望をかなえることを目標とし、①結婚の機会づくり、②出産の医療体制づくり、③費用の負担軽減、④子育てを地域全体でサポートなど、結婚から出産、子育てにわたる切れ目のない取り組みを進めることとしている。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 本事業については上記取組の③に位置づけられる。 当町の具体的な現状は、人口規模も小さく人口増から人口減を差し引いた増減を比べると、毎年100名以上人口が減少し続けており、地元の高校もなくなり大手の就職先もないため、結婚適齢期を迎えた若者が動きづらい環境の中にある。 本事業の活用により、結婚に対する経済的不安を少しでも軽減し、少子化対策を図るとともに、結婚・出産・子育てへと繋がる魅力あるまちづくりを目指す。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> 対象となる住宅が小清水町内にあり、申請時に夫婦双方又は一方が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に登録されている者であり、実際に居住していること。 小清水町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例施行規則第3条に規定されている徴収金の滞納がないこと。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当しない者 				

2. 申請見込

①新規世帯見込

5	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	3 世帯
その他	2 世帯

②継続世帯見込

4	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

【新規5件】

10件(婚姻見込世帯数)×50%(対象世帯見込割合)=5世帯
 3世帯×60万円(補助上限額)×1/2(補助率)=1,800,000円
 2世帯×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=600,000円

【継続4件】

前年度からの申請額繰越見込み対象世帯数

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中	
申請世帯数見込	4	世帯
～12月(実績)	1	世帯
1月～3月(見込)	3	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	3	世帯	×	600,000	円	=	1,800,000	円
(その他)	2	世帯	×	300,000	円	=	600,000	円
				(継続補助)			1,304,992	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

小清水町広報紙及び小清水町ホームページへの掲載。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	小清水町の結婚新生活支援事業をきっかけとする婚姻件数		件	5	0
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			3.61	
	婚姻件数		件	8	
	婚姻率			1.76	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	50	14.3
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	0	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	北海道のホームページでの広報を依頼する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。